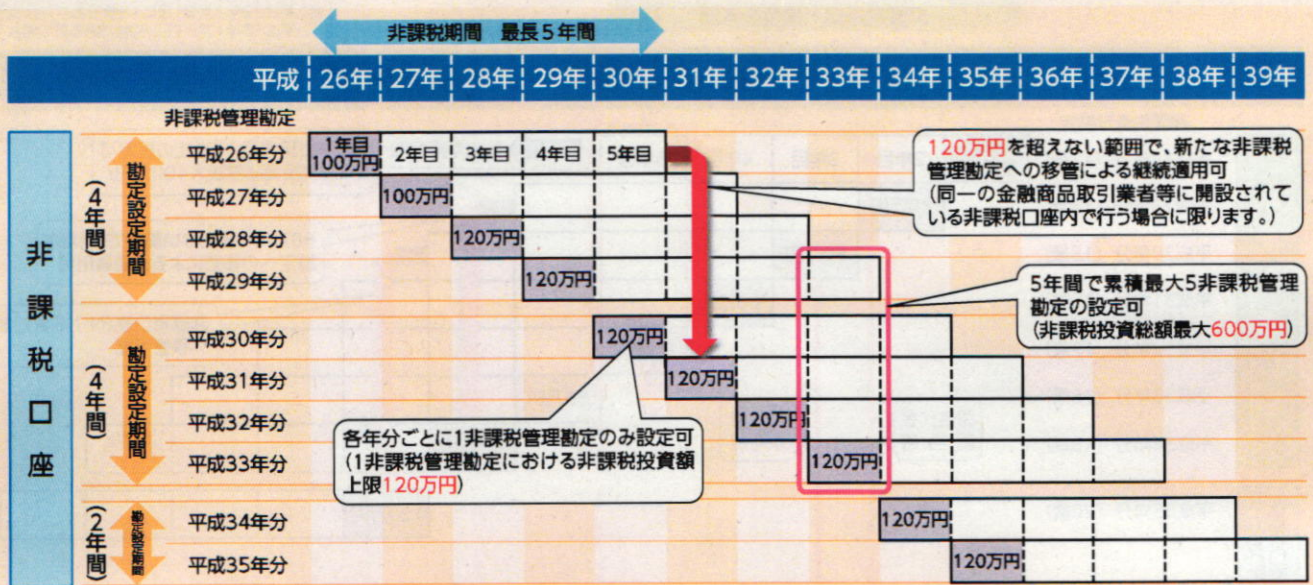


# NISA (非課税口座内の少額上場株式等に係る 配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の拡充等

- 20歳以上の居住者等を対象として、非課税口座で取得した上場株式等の配当等やその上場株式等を売却したことにより生じた譲渡益が非課税となるNISA (非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置) について、**平成28年1月1日以後**、非課税口座に設けられる各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の額の限度額が**120万円** (平成27年分以前は100万円) になります。
- 平成28年1月1日以後、非課税口座を開設するため、金融商品取引業者等に対して「非課税適用確認書の交付申請書」及び「基準日<sup>(注)</sup>における住所を証する書類 (住民票の写し (提出日前6か月以内に作成されたもの) 等)」の提出をする際、又は「非課税適用確認書」及び「非課税口座開設届出書」の提出をする際には、氏名、生年月日、住所に加え、**個人番号**の告知が必要になります。  
また、平成28年1月1日前に非課税口座開設届出書を提出して非課税口座を開設した居住者等は、同日から3年を経過した日以後最初に非課税口座内の上場株式等の譲渡又は配当等の受入れをする日までに、金融商品取引業者等に対して**個人番号**を告知する必要があります。



非課税対象	非課税口座内の少額上場株式等の配当等、譲渡益
開設者 (対象者)	口座開設の年の1月1日において20歳以上の居住者等
口座開設可能期間	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
金融商品取引業者等の変更	一定の手続の下で、1非課税管理勘定 (各年分) ごとに変更可
非課税投資額	1非課税管理勘定における投資額 (①新規投資額及び②継続適用する上場株式等の移管された日における終値に相当する金額の合計額) は <b>120万円</b> を上限 (未使用枠は翌年以後繰越不可)
非課税期間	最長5年間、途中売却可 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
非課税投資総額	最大 <b>600万円</b> (120万円 (平成27年分以前は100万円) × 5年間)

(注) 勘定設定期間及び各勘定設定期間に対応する基準日は、以下のとおりです。

勘定設定期間	基準日
平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

- このパンフレットでお分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署又は電話相談センターにお尋ねください。
- 国税庁ホームページ【[www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)】では、確定申告に関する情報やタックスアンサー (よくある税の質問) 【[www.nta.go.jp/taxanswer](http://www.nta.go.jp/taxanswer)】を提供しておりますので、是非ご利用ください。